

東京都アレルギー疾患対策推進計画(素案)の概要

第1章 計画策定の趣旨

1 背景

アレルギー疾患対策基本法の施行、アレルギー疾患対策の推進に関する基本指針の策定を踏まえ、東京都のアレルギー疾患対策を総合的に推進していくために計画を策定する

2 計画の位置づけ

法第13条に基づき策定する、都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画

3 計画期間

平成29年度～33年度(5年間)

【本計画の特徴】

●法及び基本指針に対応

アレルギー疾患対策基本法やアレルギー疾患対策に関する基本的指針において、地方公共団体に求められている事項に対応

●新たな取組により対策を充実

アレルギー疾患患者が適切な医療を受けられる体制の整備など、新たな対策の方向性を明示

●既存の取組をさらに推進していくための対策を明示

これまでの各局の取組を体系化するとともに、平成29年4月に開設したポータルサイトなどを活用し、さらに情報提供や人材育成の取組を充実

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

法の基本的施策を踏まえ、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進

施策の柱Ⅰ

適切な自己管理や生活環境の改善
のための取組の推進

施策の柱Ⅱ

患者の状態に応じた適切な医療やケア
を提供する体制の整備

施策の柱Ⅲ

生活の質の維持・向上を
支援する環境づくり

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状

1 疾患の特徴と患者の状況

(1)アレルギー疾患の特徴

- 慢性疾患であり、症状の悪化と改善を繰り返すことが多い
- 急激な重症化やアナフィラキシーショック等を引き起こすこともある

(2)アレルギー疾患患者の状況

- アレルギー疾患患者は増加傾向
- 3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は約4割

2 都におけるアレルギー疾患対策

(1)日常生活における予防等のための知識の普及等

○適切な自己管理のための情報提供

- 適切な自己管理が継続できるよう、患者や家族等が正しい情報を入手しやすい環境を整えることが必要

○生活環境の改善・リスクの低減

- 患者自身によるアレルギー回避や生活環境の改善を図ることが重要

(2)疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制

○標準的治療の普及

- 診療ガイドラインに基づく標準的な治療の普及が不十分

○標準的治療では病態が安定化しない患者等に対する医療

- 患者が状態に応じた適切な医療を受けられる体制の確保が必要

○医師以外の医療従事者の質の向上

- 医師だけでなく、薬剤師、看護師等の医療従事者の果たすべき役割も大きい

○患者や家族等への医療機関に関する情報提供

- アレルギー疾患の診療を行っている医療機関の情報提供を、さらに充実させていくことが必要

(3)患者等の生活の質の維持向上に向けた支援

○多様な相談への対応

- 患者、家族の様々な不安や悩みに適切に対応する相談体制の充実が必要

○保育所や学校等の対応力の向上

- QOLの維持向上等には、患者が日常生活で接する関係者の理解と支援が不可欠

○災害時への備え

- 患者自身による日頃からの備えと避難所の管理者等による対応が必要

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

対策の充実や関係機関との連携の強化を図り、総合的に施策を展開
施策検討の基礎となる調査など、施策展開の土台となる3つの取組を推進

<施策の柱Ⅰ>

施策1	患者・家族への自己管理のための情報提供等
施策2	大気環境の改善
施策3	花粉症対策の推進
施策4	アレルゲン表示など食品に関する対策
施策5	生活環境が及ぼす影響の知識の普及等

<施策の柱Ⅱ>

施策6	医療従事者の資質向上
施策7	専門的医療の提供体制の整備
施策8	医療機関に関する情報の提供

<施策の柱Ⅲ>

施策9	多様な相談に対応できる体制の充実
施策10	保育施設や学校等職員の緊急時対応力の向上
施策11	事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進
施策12	災害時に備えた体制整備

<施策展開の土台> 施策を推進するための取組

取組1	施策展開の基礎となる調査等の実施
取組2	関係機関及び区市町村との連携・協力
取組3	専門的知見等を取り入れた対策の検討等